

201X 10.25

与党税制協議会は、消費税率引き上げに伴う軽減税率の導入について、8案を示し検討してきた。その際、区分経理の仕組みについても欧州連合（EU）型のインボイス（税額票）導入など4案が提示・議論されたことは知られていない。区分経理とは、軽減税率が導入された場合に売り上げと仕入れをそれぞれ適用税率別に把握するもので、複雑な税務処理を軽減し、正確な納税計算をするツールである。

消費税は取引の各段階で売り上げに課税し、仕入れにかかる消費税額を控除することで、消費者に負担を求める間接税である。この仕組みを確実にするために考案されたのがインボイスだ。売り手は買い手にインボイスを発行し、買い手はインボイスに記載された消費税額を売り手に支払う。売り手はインボイスに基づき国に納税し、

### 大機小機

買い手はインボイスにより税額を控除する。その結果、買い手は、売り手に支払った消費税を自らの納税時に控除（仕入れ税額控除）することで、自らは税を負担しない。

インボイスにより、売り手と買い手の税額の認識が一致し、国側も売り

## 消費税の信頼高めるインボイス

手から納付される消費税の防止ができる。現在は額と、買い手側から控除される消費税額の一致を確認することができる。消費税が全世界で採用されたのは、このメカニズムによって脱税が生じにくいからである。

インボイスには2つのメリットがある。まず事業者間で消費税を確実に転嫁できる。事業者間の取引価格は税抜きで決められ、消費税負担は生じない。我が国では帳簿で納税額を計算するため事業者の意識が直接的に高まりがちで、価格転嫁しにくいと大騒ぎになる。欧州では事業者間の転嫁問題は生じない。

第2にいわゆる「益税」の防止ができる。現在は免税事業者からの仕入れも税額控除できるので益税が生じるが、インボイスがあれば課税事業者か免税事業者かを区別することができるので、益税が防止される。免税事業者はインボイスの発行ができないことで取引から排除されるとの懸念もあるが、欧州ではインボイスによって簡単に納税計算ができるから、多くの零細事業者は仕入れ税額控除ができ、有利な課税選択をしている。

軽減税率導入の是非にかかわらず、消費税制度の信頼を高めるため、インボイスは必要不可欠な制度である。（ミスト）